明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（一七七）　二
〔府　令〕
○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（内閣府三八）　四
〔省　令〕
○登記事務委任規則の一部を改正する省令（法務二八）　五
○船員保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働九三）　六
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四六）　六
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四六）　六
〔告　示〕
○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（金融庁八六）　六
○金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（同八七）　六
○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（法務三八六）　七
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの輸入数量を告示する件（財務二五〇）　七
○平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同二五一）　七
○平成二十二年度の初日から平成二十二年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二五二）　七
○関税暫定措置法別表第一の六第一五項に係る物品についての平成二十二年度における輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動日を告示する件（同二五三）　七
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁二四）　七
○平成二十一年度の標準報酬月額修正率を定める件（厚生労働三〇六）　七
○雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同三〇七）　七
○雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき、控除額を変更する件（同三〇八）　七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同三〇九）　八
○母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部を改正する告示（同三一〇）　八
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率（同三一一）　八
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率（同三一二）　九
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（同三一三）　九
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（同三一四）　九
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（同三一五）　一〇
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（同三一六）　一〇
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第九項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（同三一七）　一〇
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（同三一八）　一〇
○平成二十二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件の一部を改正する件（同三一九）　一〇
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令附則第三条の規定に基づき、平成二十二年度における納付金概算拠出率及び支援金概算拠出率を公示する件（同三二〇）　一一
○保安林の指定をする件（農林水産一一八〇～一一八四）　一一
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七九六、七九七）　一一

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。